

こうほう
とさちよう

祝 はたちのつどい





感謝の気持ちを忘れず、これからの未来を自分らしく豊かなものにしていきます。毎日を楽しみます。



新しい挑戦を恐れず、一歩ずつ成長を重ね、社会に貢献できる大人を目指します。



自分の可能性を広げる一年にしたいと思います。



20代は「変化の歳」、いろんなことに挑戦して自分の才能を見つけ、磨いていきたい。



20歳最高！



感謝の気持ちを忘れず、誰かの支えとなる大人になれるようこれからの人生を歩んでいきたいです。



一月三日(土)、あじさいホールにおいて、二十歳を迎える十七名が出席し、和田町長、吉村教育長、金岡県議会議員、和田議会議員など多くの方々のご臨席のもと、土佐町「はたちのつどい」が厳粛に執り行われました。
式のなかで土佐町長より、「二十歳になられた皆さんおめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。無限の可能性を秘めた皆さんの前途を心から祝福し、今後ますますのご研鑽とご活躍をご期待申し上げます」と式辞がありました。

決意表明

二十歳を代表して白石唯斗さんより、「これからは、周囲への感謝の気持ちを忘れず、礼儀や挨拶を大切にし、どんな困難にも前向きに挑戦していきたいと思えます。自分の行動に責任を持ち、社会の一員として貢献できるような努力を重ねていく決意です。そして、これまで支えてくださったすべての方々への恩返しができるよう、それぞれの場所で精いっぱい努めてまいります。土佐町というふるさとで育ったことを誇りに思い、この絆を大切にしながら、これからの人生を歩んでいきます」と決意表明がありました。



立派な臨床検査技師になって、たくさんの人の命を救いたいです。



堀内さんコンサート



私はスーパー看護師を目指しています。これから起こりうる大災害時に真っ先に駆けつけ人命救助にあたる看護師になります。それから、今まで育ててくれた家族、そして土佐町に感謝しています。

年頭の

ご挨拶



土佐町長 和田守也

新年おめでとうございます。町民の皆様におかれましては、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年を振り返れば、土佐町においては、災害もなく比較的穏やかな一年だったと思います。全国的には、日向灘の地震に始まり全国各地で大規模な山林火災が発生し、また大分市の大規模火災では多くの家

屋が焼失いたしました。

そして、12月には青森県東方沖を震源とする震度6強の地震が観測され、そのことで、初めて後発地震注意報が発表されました。

近年、気候変動の影響による激甚化、頻発化する災害に対して防災・減災対策の重要性がますます高まってきております。特に大規模火災の発生が多発していることは、深刻な問題であり自然災害と違って人的要素で起こることがほとんどでございますので、一人ひとりが気を付ければ起こらない災害です。今回の大規模林野火災等を受けて火災予防条例の改正が行われ、今年の1月から5月の空気が乾燥する時期に林野火災が発生しやすい気候状況になった場合、「林野火災注意報」が発令されるようになりました。町からこのような状況になった場合、告知放送で

「林野火災注意報」を発令いたしましたので、町民の皆様におかれましては、火の取り扱いには十分注意をしていただくようお願いいたします。

さて、町の出来事を振り返りますと、4月20日に土佐町合併70周年記念式典が挙行され当日は、町内外から来賓をお招きし町民の皆様他150名ほどが出席いただきまして厳粛に式典が行われました。

続きまして、8月8日には、十和門市との姉妹都市交流40周年記念セレモニーを行いました。昭和60年に大町桂月先生との縁で旧十和田湖町との姉妹町交流が始まりまして今年で40年を迎えました。十和田市からは櫻田市長と大町桂月を語る会も出席いただき記念式典が行われました。

終始和やかな中、十和田市と土佐町の交流の証しとして記念品の交換も行い、今後も交流を深めていくことを確認いたしましたところで、

ところで、10月21日には、第104代内閣総理大臣に高市早苗氏が就任し、初めて女性の総理が誕生いたしました。今回の補正予算で、物価高対策の柱となる経済対策について、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援する重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれております。

町も物価高騰対策として、全町民対象に一人当たり3万円の商品券を

発行することといたしました。早ければ2月に発送できるように準備を進めております。

昨年は、国勢調査の年でしたが、人口が急激に減少する中で、人口減少対策につきましても、いま進めております取り組みだけでなく新たな対策も検討しながら、活力と魅力あるまちづくりに努めてまいります。

また、町政では、みつば保育園につきましては、現在宅地造成が終わり園舎の建設がスタートいたしました。令和8年度中には完成予定でございます。常盤橋の架け替えにつきましても、現在橋台の工事を発注しており、令和8年度には橋梁工事を行い、橋が完成する予定です。そして橋への取り付け道路は令和9年度を予定しております。

4月からは、新年度がスタートいたしますが、昨年に引き続き人口減少対策を中心として活力あるまちづくりを推進していきます。

昨年、特定地域づくり事業協同組合「土佐町やまとし」と協同組合を設立いたしました。この協同組合は、雇用の場の確保と人口の減少に伴い、農林業や商工業等地域の産業の担い手を確保するため、人手が必要な時に人材を派遣することで労働者不足を解消するための制度です。令和8年度から、本格的に派遣事業をスタートいたします。

税率1リットルあたり25・1円が廃止され、地域住民の負担軽減や、物流、物価等への好影響が期待されております。

令和8年の幕開けにあたり、議会は「守り、育て、つなぐ」という信念を胸に、町民の皆さまと共に歩みを進める決意を新たにしております。困難を乗り越え、誇りある土佐町を次の世代へ継承してまいります。

また議会だよりにつきましては、町民の皆さまに手に取り、読みたくなる紙面づくりに努め、公正中立な情報発信に引き続き尽力してまいります。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

町民の皆さまのご健勝とご多幸を心より祈念いたします。



土佐町議会議長 和田義嗣

新春を迎え、町民の皆さまに心よりお慶びを申し上げます。旧年中は議会活動に対し、温かいご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。わが土佐町は、過疎と高齢化という厳しい現実と直面しております。

しかしその中で、早明浦ダム再生事業の進展、榎山トンネルの着工など、未来を切り拓く大きな取り組みが始まっております。M8・M9クラスで発生確率60%・80%とされる南海トラフ地震の備えは喫緊の課題です。レベル1で約19万1千人の避難が想定され、未曾有の災害に対し、県内各地での協力体制を想定しなければならず、なかでも「命の道路」として期待される高知本山線の榎山トンネル完成は、水や食料、仮設住宅資材等の運搬におおきな役割を果たすものと考えております。

さらに、物価高騰への対応、農業・林業の振興、医療体制の維持など、

そのほかに立教大学と協働で「スポーツ・健康づくり」の取り組みを進めるとともに、引き続き高齢者福祉の充実、脱炭素社会への取り組み、第7次振興計画やSDGs未来都市の具体的な施策の実行、持続可能な農畜林の取り組み、集落の活性化、湖の駅を中心とした自然体験型観光の推進、地域スポーツの振興、集落活動センターの機能強化等を推進していきたいと考えております。

そして、「誰一人取り残さない持続可能なまちづくり」の取り組みを通じて、町民の皆様が安心して住み続けることができる土佐町をつくってまいります。

今年も、昨年同様災害もなく穏やかで活気あふれる土佐町になることを心より願うとともに、町民の皆様におかれましては、今後とも町政発展のためより一層のご指導、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

決算報告

令和6年度



区分	決算額 (千円)	R5年度	対前年比		構成比 (%)
			金額(千円)	率(%)	
人件費	860,916	793,172	67,744	8.5	16.4
扶助費	245,227	271,071	▲25,844	▲9.5	4.7
公債費	449,074	418,388	30,686	7.3	8.5
普通建設事業	840,292	543,126	297,166	54.7	16.0
災害復旧事業	59,664	87,683	▲28,019	▲32.0	1.1
物件費	735,842	765,271	▲29,429	▲3.8	14.0
補助費等	999,664	982,354	17,310	1.8	19.0
繰出金	262,618	273,829	▲11,211	▲4.1	5.0
積立金	740,364	416,047	324,317	78.0	14.1
維持補修費	34,613	55,645	▲21,032	▲37.8	0.7
貸付金	31,540	31,276	264	0.8	0.6
投資及び出資金	0	1,000	▲1,000	▲100.0	0.0
合計	5,259,814	4,638,862	620,952	13.4	100.0



水道事業は本来の目的である「清浄にして豊富低廉な水の供給を図る」ための事業の実施を行いました。下水道事業は、公衆衛生の向上、生活環境の改善、河川等における水質の改善のため、汚水処理施設の維持管理を実施しました。国民健康保険事業は、町民の健康保持と増進のため、適正な課税、保険給付を行い医療保障の充実に努めました。

その他の会計

後期高齢者医療保険事業は、高齢化の進展により医療費の負担が増加傾向にある中で、老後における健康維持のため医療費の適正化に努め、健全な医療給付を進めました。介護保険事業は、適正な要介護認定を行うとともに、要介護・要支援者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう保険給付を行い、福祉の増進に努めました。

会計	歳入	歳出
国民健康保険事業	458,981	458,775
水道事業	285,339	281,960
下水道事業	303,140	296,209
介護保険事業	702,066	701,452
後期高齢者医療保険事業	87,125	86,884
地蔵寺財産区	8,877	39

区分	決算額(千円)
公債費	449,074
諸支出金	1,057,928
他会計繰出金	414,906
基金積立金	643,022
総務費	1,144,590
デジタル田園都市国家構想交付金事業費	134,466
カヌー推進事業費	24,531
地方創生臨時交付金事業費(物価高騰対策)	72,738
SDGs推進事業費	150,865
民生費	894,156
保育所費	158,607
障害者福祉費	111,209
老人福祉費	115,915
少子化対策費・子育て支援費	21,537
農林業費	547,483
中山間地域等直接支払交付金	84,165
多面的機能支払交付金	13,157
堆肥センター運営費	59,560
林業振興費	73,835
鳥獣被害緊急対策費	10,333
森林環境保全費	153,998
災害復旧費	59,664
教育費	257,498
小学校費	51,920
中学校費	34,731
社会教育費	49,383
嶺北広域行政事務組合分担金(給食センター)	39,500
衛生費	212,088
嶺北広域行政事務組合分担金(清掃費)	77,784
乳・幼児等医療費扶助	13,168
高齢者健診費(フィールド医学)	5,259
消防費	168,292
嶺北広域行政事務組合負担金(非常備消防分)	18,432
嶺北広域行政事務組合負担金(常備消防分)	108,764
土木費	313,911
道路橋梁費	169,881
木造住宅耐震事業費	90,617
議会費	59,688
商工費	95,442
計	5,259,814

※区分の内訳については、一部抜粋した数値となっている。

区分	決算額 (千円)	R5年度	対前年比		構成比 (%)
			金額(千円)	率(%)	
議会費	59,688	56,309	3,379	6.0	1.1
総務費	1,144,590	1,226,119	▲81,529	▲6.6	21.8
民生費	894,156	572,011	322,145	56.3	17.0
衛生費	212,088	177,904	34,184	19.2	4.0
農林業費	547,483	513,605	33,878	6.6	10.4
商工費	95,442	93,513	1,929	2.1	1.8
土木費	313,911	283,900	30,011	10.6	6.0
消防費	168,292	158,848	9,444	5.9	3.2
教育費	257,498	267,465	▲9,967	▲3.7	4.9
災害復旧費	59,664	87,683	▲28,019	▲32.0	1.1
公債費	449,074	418,388	30,686	7.3	8.5
諸支出金	1,057,928	783,117	274,811	35.1	20.1
計	5,259,814	4,638,862	620,952	13.4	100.0

	決算額 (千円)	R5年度	対前年比		
			金額(千円)	率(%)	
歳入総額	A	5,330,644	4,779,733	550,911	11.5
歳出総額	B	5,259,814	4,638,862	620,952	13.4
歳入歳出差引額 A-B	C	70,830	140,871	▲70,041	▲49.7
翌年度へ繰り越すべき財源	D	53,380	121,774	▲68,394	▲56.2
実質収支額 C-D		17,450	19,097	▲1,647	▲8.6

令和6年度決算が、12月定例議会で認定されました。町の会計は一般会計と、国民健康保険など6つの事業会計を合わせて7種類です。決算は皆さんの家庭の家計簿と同じで、町づくりの記録です。皆さんに納めていただいた大切な税金などがどのように使われたのか、その概要をお知らせします。

区分	決算額 (千円)	R5年度	対前年比		構成比 (%)
			金額(千円)	率(%)	
地方交付税	2,480,711	2,427,519	53,192	2.2	46.5
町債	479,359	238,611	240,748	100.9	9.0
国庫支出金	376,706	405,802	▲29,096	▲7.2	7.1
県支出金	313,727	395,659	▲81,932	▲20.7	5.9
地方譲与税	135,110	109,334	25,776	23.6	2.5
利子割交付金	318	280	38	13.6	0.0
配当割交付金	2,500	1,610	890	55.3	0.0
株式等譲渡所得割交付金	3,030	1,790	1,240	69.3	0.1
法人事業税交付金	5,383	4,972	411	8.3	0.1
地方消費税交付金	97,984	93,967	4,017	4.3	1.8
交通安全対策特別交付金	0	0	0	0	0.0
地方特例交付金	13,364	674	12,690	1,882.8	0.3
環境性能割交付金	3,384	3,960	▲576	▲14.5	0.1
合計	3,911,576	3,684,178	227,398	6.2	73.4
町税	424,452	438,158	▲13,706	▲3.1	8.0
繰入金	608,887	341,389	267,498	78.4	11.4
繰越金	140,871	76,478	64,393	84.2	2.6
諸収入	109,801	91,791	18,010	19.6	2.1
分担金及び負担金	9,452	16,265	▲6,813	▲41.9	0.2
使用料及び手数料	55,063	53,571	1,492	2.8	1.0
財産収入	26,981	35,004	▲8,023	▲22.9	0.5
寄付金	43,561	42,899	662	1.5	0.8
合計	1,419,068	1,095,555	323,513	29.5	26.6
総計	5,330,644	4,779,733	550,911	11.5	100.0

一般会計
歳入総額は、53億3,064万4千円で、前年度より5億5,091万1千円の増額(11.5%増)となっています。歳入額を財源別にみると、地方交付税、町債、国・県支出金などからなる依存財源は39億1,157万6千円で、歳入総額の73.4%を占め、前年度と比べ2億2,739万8千円の増額(6.2%増)となっています。依存財源の主な増減理由は、次のとおりです。
■町債は、前年度より2億4,074

万8千円増
過疎対策事業債と辺地対策事業債の借入額が増加したことによるもの。
■地方交付税は、前年度より5,319万2千円増
普通交付税、特別交付税が増加したことによるもの。
■地方譲与税は、前年度より2,577万6千円増
森林環境譲与税が増加したことによるもの。
町税、使用料及び手数料など町独自で得ることができる自主財源は、14億1,

906万8千円で歳入総額の26.6%を占め、前年度と比べ29.5%の増となっています。自主財源の増減理由の主なものは次のとおりです。
■繰入金は、前年度より2億6,749万8千円増
資金繰りとしての減債基金、財政調整基金の繰入金が増加したことによるもの。
■繰越金は、前年度より6,439万3千円増
繰越事業充当財源としての繰越金が増加したことによるもの。
■諸収入は、前年度より1,801万円増
デジタル基盤改革支援補助金が増加したことによるもの。

歳出総額は、52億5,981万4千円で前年度より6億2,095万2千円の増(13.4%増)となりました。歳出額を目的別にみると、総務費が地方創生臨時交付金事業(物価高騰対策)やデジタル田園都市国家構想交付金事業などの実施により11億4,459万円と最も多く全体の21.8%を占め、続いて諸支出金(他会計等への繰出金、基金の積立金)が10億5,792万8千円、民生費8億9,415万6千円の順となっています。
また性質別に見ると、補助費等が9億9,966万4千円と最も多く、次いで人件費8億6,091万6千円、仮園舎建築事業等の普通建設事業費が8億4,029万2千円となっています。
歳入から歳出を差し引いた7,083万円が黒字となりますが、本来の実質収支額は翌年度への繰越事業分を除いたものとなりますので、実際に翌年度に剰余金として使用できる金額は1,745万円です。

住 民 課

国保からのお知らせです

土佐町国保の資格確認書は7月末まで使えます

現在お持ちの資格確認書の有効期限は令和8年7月31日です。4月から引き続きお使いください。

8月1日以降の取り扱いについて

現時点では厚生労働省から令和8年度の方針が示されていません。発表になり次第、お知らせします。マイナ保険証をお持ちでない方には、マイナンバーカードの取得をお願いします。

国保加入・喪失の手続きは14日以内に届け出を

◆国保加入の届け出

社会保険などの資格を喪失したとき、他の健康保険の扶養から外れたときなど。(社会保険の健康保険喪失連絡票をご持参ください。)

◆国保喪失の届け出

社会保険などに加入したとき、他の健康保険の扶養になったときなど。(マイナ保険証か社会保険の健康保険【資格確認書】をご持参ください。)

※他の健康保険加入後に、役場窓口で手続きをせずマイナ保険証(国保資格)や資格確認書を使用すると、国保が負担した医療費を全額返金していただくこととなりますので、ご注意ください。



第三者行為は届け出を

交通事故などが原因で、マイナ保険証(国保資格)、資格確認書を使って医療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

国保へ届ける前に示談をした場合は、その取り決めが優先され国保が使えなくなりますので、必ず示談をする前に届け出をしてください。

※医療費は国保で一旦支払いし、町から加害者に請求します。

国保税の納め忘れはありませんか？

年度末が近づいています。国保税の滞納があると、病院受診の際に医療費全額(10割)を自己負担することになります。

さらに、差し押さえ等の滞納処分を受けることとなりますのでご注意ください。(※預貯金、生命保険、給与、年金などが差し押さえの対象です。)

国保税の納付は口座振替で

口座振替を利用すると、自動的に指定口座から支払われるため、納期ごとに役場や金融機関に出かける必要がなくなり便利です。また、納め忘れも防げます。

土佐町内の金融機関と高知県農協本山支所、四国銀行本山支店に、「土佐町公金口座振替依頼書」を置いていただけます。それ以外の場所で手続きをする場合は、役場までお問い合わせください。なお、手続きには、通帳、通帳届出印、本人確認書類が必要です。

お問い合わせ 住民課 国保担当 ☎82-1110

◆後期高齢者医療保険料の納め忘れはありませんか？◆

年度末が近づいています！後期高齢者医療保険料の納め忘れはありませんか？

後期高齢者医療制度では、加入者の方全員が保険料を納め、その保険料は制度を支える大切な財源となります。

「納付書による納付」の場合、納期限までに納めていただくことになっています。納め忘れがないか、もう一度ご確認ください。納め忘れがあり、納付書を紛失された場合、土佐町役場住民課、または各支所で再発行できます。

また、保険料納付には、納め忘れがなく便利な「口座振替」をお勧めします。

お問い合わせ 住民課 住民係 ☎82-1110

町民1人当たり(一般会計)

納税額 122,568円

歳出額 1,518,861円

1世帯当たり(一般会計)

納税額 228,446円

歳出額 2,830,901円

令和7年3月31日現在

人口(人) 3,463

世帯(世帯) 1,858

町税の内訳

区 分	決算額(千円)	R5年度	対前年比	
			金額(千円)	率(%)
町 民 税	127,319	138,120	▲10,801	▲7.8
個 人	108,724	119,828	▲11,104	▲9.3
法 人	18,595	18,292	303	1.7
固定資産税	249,480	254,113	▲4,633	▲1.8
軽自動車税	20,133	19,692	441	2.2
町たばこ税	27,520	26,233	1,287	4.9
合 計	424,452	438,158	▲13,706	▲3.1

納税額

424,452千円

歳出額

5,259,814千円

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は健全化判断比率を公表することになっています。この比率は、財政状況を明らかにし、必要な場合は早期改善を促すために算定するもので、比率のいずれかが基準以上となった団体は、財政健全化計画や財政再生計画の策定が義務付けられます。

令和6年度決算に基づく土佐町の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおりいずれも早期健全化基準を下回る結果となりました。

●健全化判断比率

指 標 名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
土 佐 町	—	—	7.7%	—
早期健全化基準	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.0%	40.0%	35.0%	—

・実質赤字額または連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載。

●資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準
水道事業	—	20.0%
下水道事業	—	

・資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。

●健全化判断比率及び資金不足比率の概要

- 実質赤字比率＝一般会計等の実質赤字額／標準財政規模
一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
(標準財政規模：地方公共団体における標準的な収入額を示す数値)
- 連結実質赤字比率＝連結実質赤字額／標準財政規模
全会計を対象とした実質赤字(または資金の不足額)の標準財政規模に対する比率
- 実質公債費比率(3力年平均)＝(地方債の元利償還金＋準元利償還金)－(特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る交付税算入額)／標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る交付税算入額)
一般会計等が負担する公債費及び公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率
- 将来負担比率＝将来負担額(地方債現在高＋債務負担行為支出予定額＋退職手当支給予定額＋地方公社及び損失補償している第三セクター等の負債見込額)－(充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る交付税算入見込額)／標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る交付税算入額)
地方債残高など一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
- 資金不足比率＝資金の不足額／事業の規模
公営企業ごとの資金不足比率

住民課

◆令和8年度から適用される町県民税(個人住民税)の
主な改正内容について◆

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、①給与所得控除の見直し、②各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ、③特定親族特別控除(大学生年代の子等に関する特別控除)の創設が行われました。

①給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度の個人住民税から、給与収入金額が190万円以下の方の最低保障控除額が最大10万円引き上げられます。

給与収入	給与所得控除額	
	改正前(令和6年分以前)	改正後(令和7年分以後)
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超180万円以下	給与収入×40%-10万円	
180万円超190万円以下	給与収入×30%+8万円	改正なし
190万円超360万円以下		
360万円超660万円以下	給与収入×20%+44万円	
660万円超850万円以下	給与収入×10%+110万円	
850万円超	195万円(上限)	

②各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ

各種扶養控除等の適用を受けるための所得要件額が10万円引き上げられます。

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親と生計を一にする子の合計所得金額	48万円	58万円
勤労学生の合計所得金額	75万円	85万円
家内労働者の特例により必要経費に計上できる最低保障額	55万円	65万円
雑損控除の適用を認められる親族の合計所得金額	48万円	58万円

③特定親族特別控除(大学生年代の子等に関する特別控除)の創設

納税者本人と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(配偶者及び青色事業専従者等を除く)で、控除対象扶養親族に該当しない方(合計所得金額58万円超123万円以下)がいる場合、所得控除の適用を受けられるようになります。

特定親族の合計所得金額 ()内は給与のみの場合の収入金額	控除額
58万円超85万円以下(123万円超150万円以下)	45万円
85万円超90万円以下(150万円超155万円以下)	
90万円超95万円以下(155万円超160万円以下)	
95万円超100万円以下(160万円超165万円以下)	41万円
100万円超105万円以下(165万円超170万円以下)	31万円
105万円超110万円以下(170万円超175万円以下)	21万円
110万円超115万円以下(175万円超180万円以下)	11万円
115万円超120万円以下(180万円超185万円以下)	6万円
120万円超123万円以下(185万円超188万円以下)	3万円

お問い合わせ 住民課 税務係 ☎82-2500

住民課

所得税・住民税・国民健康保険税の申告は

令和8年3月16日(月)まで

申告が必要な方は役場で申告の受付をしていますのでお越しください。未申告の場合、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料・介護保険料などの軽減判定が適用されないことがあります。

申告が必要な方

- 給与収入があったが年末調整をしていない。
- 2カ所以上から給与の支払いを受けた。
- 給与収入と年金収入の両方がある。
- 事業所得(営業・農業)、不動産所得、雑所得(個人年金や生命保険の満期金、報酬、謝礼など)、利子・配当・譲渡所得がある。
※事業所得のある方は経費の領収書を残しておいてください。家事消費分の米のみを作っている方は農業(米作部分について)の申告は不要ですが、その場合でも集落協定の収入は雑収入として申告が必要です。
- 有害鳥獣捕獲報奨金のある方(経費の領収書が必要です)。
- 所得証明が必要となることがある未成年者。
- 年金のみだが、年金で控除しているもの以外に追加の控除がある(扶養や生命保険控除など)。
- 令和7年中に収入がなかった。
※令和8年1月1日現在土佐町に住民登録のある方が申告の対象となります。

申告に必要なもの

- マイナンバーカード
(マイナンバーカードをお持ちでない場合は、免許証など写真入りの本人確認ができるもの)
- ご自身の口座のわかるもの(確定申告の還付の場合)
- 各種申告に必要な書類(下記をごらんください)

給与所得の方	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票
年金所得の方	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票
医療費控除	<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細表 (受診者・医療機関・薬局ごとにわけてください)
営業所得	<input type="checkbox"/> 収支内訳書(一般用)
農業所得	<input type="checkbox"/> 収支内訳書(農業用)
不動産所得	<input type="checkbox"/> 収支内訳書(不動産所得用)

- 医療費控除の明細書・事業所得の収支内訳書は必ずご自身で作成して、申告会場へお越しください。
作成していない場合、受付の順番が前後することがあります。
- 2月20日(金)～2月27日(金) 税理士による申告相談受付を行います。
住宅借入金等特別控除(初年度)等がある方はできるだけこの期間内にお越しください。
なお、消費税の申告については、税務署でお願いします。
- 高知税務署の休日申告相談受付
3月1日(日) 受付8:30～ 相談受付9:00～16:00
予約方法:携帯電話のLINEで予約または当日税務署にて整理券を取得
なお、税務署での休日申告相談受付は本年度で終了となります。

お問い合わせ 住民課 税務係 ☎82-2500

建設課

◆水道料金・下水道料金の口座振替について◆

納付に便利な口座振替をご利用ください。

口座振替をご利用いただくことで

- ・金融機関やコンビニエンスストアへ出向く必要がなくなります
- ・納付忘れを防ぎ、納期限までの確実な納付が可能となります



対象となる金融機関は次のとおりです。

- ・高知県農協
- ・高知銀行
- ・四国銀行
- ・ゆうちょ銀行

ご希望の金融機関へ届け出てください。(通帳と口座の届出印をご持参ください。)

お問い合わせ 建設課 上下水道係 ☎82-0400

◆水道・下水道の届け出について◆

◆こんなときには、届け出が必要となります。

- ・引っ越しをするとき(転入・転出・町内転居)
- ・使用していない水道を再開するとき
- ・使用している水道を休止、廃止するとき
- ・使用者の名義を変更するとき
- ・使用者・口座振替の口座名義人等がお亡くなりになったとき
- ・納入通知書等の送付先を変更するとき

《ご注意》

※使用開始の届けをされないまま水道を使用している場合、使用を始めた時からの水道料金(毎月の基本料金を含む)をお支払いいただきます。

※土佐町外への転出や直接契約がなくなるお客様(店舗・事務所の閉鎖など)については、使用中の届けが出されるまで基本料金の支払いが発生します。

◆ご用意していただく物

- ・印鑑
- ・水栓番号または水栓の所在地のわかるもの

お問い合わせ 建設課 上下水道係 ☎82-0400

総務課

◆土佐町暮らし応援商品券について◆

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食料品等の購入を支援することにより「生活の下支え」と「町内事業者を活性化」するため、土佐町暮らし応援商品券事業を実施します！



◇利用について

- ①令和8年1月1日に土佐町の住民基本台帳に記載されている方に3万円分の町内で使える商品券を簡易書留で2月上旬に発送しています。
- ②商品券は、令和8年7月31日(金)まで、町内取扱店舗で使用することができます。

お問い合わせ 総務課 ☎82-0480

住民課

◆令和8年度 年金相談について◆

令和8年度年金相談を、下記のとおり実施します。

年金相談は必ずご予約の上、お越しください。

ご予約は・・・高知東年金事務所 ☎088-831-4430 までご連絡をお願いいたします。

実施日	時間	場所
令和8年4月8日(水)	10:00~15:00	土佐町役場本庁舎二階
令和8年6月10日(水)	10:00~15:00	土佐町農村環境改善センター
令和8年8月12日(水)	10:00~15:00	土佐町役場本庁舎二階
令和8年10月14日(水)	10:00~15:00	土佐町農村環境改善センター
令和8年11月11日(水)	10:00~15:00	土佐町役場本庁舎二階
令和8年12月9日(水)	10:00~15:00	土佐町役場本庁舎二階
令和9年2月10日(水)	10:00~15:00	土佐町農村環境改善センター

年金相談の際には、個人情報を確認しない一般相談以外は、本人確認書類、代理人の場合は来訪者の本人確認書類と委任状(基礎年金番号または照会番号必須)が必要です。

また、委任状が書けない場合の相談は、書けないことの確認をするため、身体障害者手帳や介護保険証の要介護度の確認、およびご家族であることが確認できるもの(別住所の場合は戸籍等での確認)が必要です。

企画推進課

◆土佐町公式LINEからリッチメニューの表示&道路損傷通報ができるようになりました◆

土佐町公式LINEにリッチメニューが表示されるようになり、土佐町を友達登録されている方はリッチメニューから手軽に道路損傷通報ができるようになりました！

また「土佐町HP」と「広報とさちよう」は土佐町ホームページの各ページに移ります。



道路損傷通報

1. リッチメニュー内の「道路損傷通報」をタップし通報開始
2. 案内に沿って損傷箇所の画像、位置情報、確認日時、損傷状況を入力

危険な道路損傷の通報を24時間いつでも手軽に行えます！

友達登録をされていない方はQRコードをカメラで読み取り、「友だち追加」をタップ！ →



お問い合わせ 企画推進課 ☎82-2450

②車両購入支援金

★すべて **はい** の方が対象です

①売買契約はまだ交わしていませんか。

はい

②33歳以下で（申請年度の4月1日現在）
県税や町税等に滞納がない
土佐町住民ですか？
住民票 実際に居住（どちらも必須）

はい

③1年以上の雇用見込みがありますか？
（短期雇用ではないですか）

はい

④週30時間以上雇用されていますか？

はい

⑤公務員ではないですか？（会計年度職員等も含む）
⑥暴力団等ではないですか？

はい

⑦土佐町（5年以上）→町外（1年以上）→
土佐町（←今ココ）
土佐町に帰ってきて1年以内ですか
★要 住民票で上記の異動経緯が確認できること

はい

⑧（1）車を購入する人（見積書の宛先など）
車検証の（2）所有者（3）使用者
の3つともあなたになる見込みですか

はい

⑨車検証の内容が次の通りになる予定ですか
・使用の本拠の位置…土佐町内
・自家用・事業用の別…自家用
⑩リースまたは残価設定型クレジットでは
ないですか？

はい

税抜100万円以上の新規登録車両を
年度内に購入した場合に50万円補助
1人1回限り



事業内容
土佐町にUターンした若者の
通勤用自家用車の購入について、
1回限り50万円を助成します。
（勤務先の所在地条件はありません。）

申請期限（事前承認の期限ではありません）
納車日が属する年度の3月10日

事業の流れ
①事前承認申請
↓ 添付書類・見積書・運転免許証の写し
②売買契約
↓ **！！注意！！**
・車検証の内容（これ以外は補助対象外）
★使用の本拠の位置…土佐町内
★自家用・事業用の別…自家用
③納車
↓
・リースまたは残価設定型クレジットは対象外
④申請

④申請に必要な書類
(1)土佐町若年者遠距離通勤支援事業支援金交付申請書
(2)雇用保険被保険者資格等確認通知書の写し
(3)雇用契約書または雇用通知書の写し
(4)4月1日から申請日までの出勤簿の写し
(5)住民票または運転免許証の写し
(6)車検証・領収書

事前承認申請へ

お問い合わせ 総務課 ☎82-0480

34歳以下の方とご家族必見

令和7年度 土佐町人口減少対策事業

詳細はこちら↓



令和7年度、土佐町は高知県人口減少対策総合交付金を活用し、いろいろな事業に取り組んでいます。

各事業は広報とさちょう令和7年7月号、9月号の他、こちらの二次元バーコードから、
または で見ることができます。

土佐町若年者遠距離通勤支援事業支援金



地域の若年者の定住促進を図るためならびに地域経済の活性化のため予算の範囲内で補助金を交付します。

①通勤支援金

★すべて **はい** の方が対象です

①33歳以下（申請年度の4月1日現在）の町税等に滞納がない土佐町住民ですか？
住民票 実際に居住（どちらも必須）

はい

②1年以上の雇用見込みがありますか？
（短期雇用ではないですか）

はい

③週30時間以上雇用されていますか？

はい

④公務員ではないですか？
（会計年度職員等も含む）

はい

⑤暴力団等ではないですか？

はい

⑥通勤先は旧吾北村・旧本川村・大川村・本山町・大豊町・土佐町以外ですか？
⑦自家用車が公共交通機関で通勤しますか？

はい

4月から2月の間（最大11カ月）の
11日以上通勤のある月 月額15,000円
★雇用期間の最初の6カ月は対象外

事業内容
若者の遠距離通勤を支援します。
要件に該当する通勤月について、
月額15000円を補助します。
（要件に該当している間は毎年申請できます。）

申請期限
令和8年3月10日（R7.4～R8.2分）

申請に必要な書類
(1)土佐町若年者遠距離通勤支援事業支援金交付申請書
(2)雇用保険被保険者資格等確認通知書の写し
(3)雇用契約書または雇用通知書の写し
(4)4月1日から2月末日までの出勤簿の写し
(5)住民票または運転免許証の写し

申請へ

健康福祉課

◆成年後見制度について◆

*成年後見制度とは？

知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある方が、財産の管理やいろいろな契約や手続きをするときにお手伝いする制度です。

*誰がしてくれるの？

家族や親戚のほか、福祉の専門家、法律の専門家などが成年後見人になります。



*どんなことをしてくれるの？

障害や認知症の程度（判断能力）によって、お手伝いしてもらえらることは変わります。

例えば…

- ・お金やお金以外の財産の管理
- ・税金や保険料などの支払い
- ・不利益な契約の取り消し
- ・介護サービス、施設入所の手続きや契約 など



*利用するには？

・家庭裁判所へ申し立てを行います。申し立てから利用

開始までの期間は、早ければ1～2か月、長くても4か月以内くらいです。（司法書士等へ申し立て手続きを依頼することもできます。）

- ・申し立てをする際には手数料がかかります。申立手数料（収入印紙）800円ほど、登記手数料（収入印紙）2,600円、その他（連絡用の郵便切手代、鑑定料など）。
- ・成年後見人等の仕事に対して報酬を支払います。金額は家庭裁判所が決定します。

*気を付けていただきたいこと

一度成年後見制度を利用すると途中でやめることはできません。途中でやめてしまうと、本人がしたい生活を守る人がなくなってしまうからです。（※医師が書いた診断書で、障害や症状の回復が認められ、家庭裁判所で取り消しが認められるとやめられます。）

制度の利用を検討されている方は、家庭裁判所やお問い合わせ先にお気軽にご相談ください。

お問い合わせ 地域包括支援センター ☎82-2557

◆令和8年度 狂犬病予防注射実施及び犬の登録について◆

令和8年度より2日間のみの実施となります。ご了承いただきますようお願いいたします。

日時場所

	午前	午後
4月23日(木)	旧JA相川事業所 9:10～ 9:20	峯石原集会所 12:40集合
	相川日浦バス停 9:30～ 9:40	南川屯所横 13:30集合
	駒野福祉センター 9:50集合	上津川バス停 13:50集合
	筋かい 10:10集合	古味バス停 14:00集合
	平石屯所前 10:30集合	役場本庁 14:15～14:30
	役場地藏寺支所 10:40～10:50	
	上地藏寺集会所 11:00集合	
5月14日(木)	東石原（筒井店前） 11:10集合	須山 13:10集合
	役場石原出張所 11:20集合	和田コミュニティセンター上 13:25集合
	旧田井小学校体育館前(中島) 9:15～ 9:30	役場本庁 13:50～14:10
	マル二田井店 9:35～ 9:45	
	環境改善センター 9:50～10:00	
	松ヶ丘コミュニティセンター 10:15集合	
	伊勢川バス転回場 10:30集合	
伊勢川公民館 10:40集合		
長和公民館 11:05集合		
道の駅土佐さめうら 11:30～11:40		

料金表

登録済の方	3,500円
【内訳】	
・注射技術料	2,950円
・注射済票	550円
新規登録の方	6,500円
【内訳】	
・登録料	3,000円
・注射技術料	2,950円
・注射済票	550円
鑑札をなくされた方	5,100円
【内訳】	
・鑑札再交付手数料	1,600円
・注射技術料	2,950円
・注射済票	550円

おつりのいらないように、当日ご持参ください。
※注射済票再交付は、340円です。

当日、混雑が予想されますので、登録済の方は別途通知の問診票に必ずご記入のうえ、ご持参くださいますようお願いいたします。

登録及び予防注射は、必ず行わなければなりません。
犬を飼っている方は、登録及び注射をして、他人に迷惑をかけないように正しく飼ってください。

*犬の登録、予防注射

- ・登録は生涯1回となりますが、予防接種は毎年1回受けなければなりません。
- ・飼い犬が死亡したときや犬の所在地が変わったとき、飼い主の住所の変更があったときなどは、その都度役場へ届け出をしてください。

*飼い主の義務

- 1、生後91日以上の犬は登録、狂犬病予防接種を必ず受けること。

- 2、飼い犬に毎年1回、狂犬病予防注射を必ず受けさせること。
- 3、犬の鑑札と注射済票を飼い犬に装着すること。
- 4、犬は必ずつないで飼うこと（鎖（リード）でつないで運動させてください）。
- 5、人にかみついたときは、必ず中央東福祉保健所（☎0887-53-3171）へ、届け出ること。
- 6、飼えなくなった犬を捨てないこと（飼い主を探すなど）。
- 7、運動中にふんをしたときは、ふんを持ち帰る等処理をすること。
- 8、犬舎、及びけい留場所は清潔にして、犬の表示をすること。

お問い合わせ 健康福祉課 健康係 ☎82-0442

総務課

◆林野火災が発生しやすい気象状況の時に「林野火災注意報」が発令されます◆
また、「たき火」をする場合、届け出が必要になります。

令和7年2月に発生した大船渡市林野火災等を受けて、全国的に火災予防条例の改正が行われ、1月から5月の空気が乾燥する時期、林野火災が発生しやすい気象状況になった場合に「林野火災注意報」が発令されるようになりました。これにより、火の使用の制限がかかるようになりましたので、特に山林等での火の取り扱いには十分に注意していただくをお願いします。なお、強風等が続く気象状況になった場合には、「林野火災警報」が発令され、火の使用の制限に従わなければなりません。

また、「たき火」を行う場合は、消防署に「火災と紛らわしい行為の届出」が必要となりました。この届け出は、電話での届け出も可能です。

火の使用の制限内容（嶺北広域行政事務組合火災予防条例第29条）

- (1) 山林、原野等において火入れしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において、火遊びまたはたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生する恐れが大であると認めて構成町長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残り火（たばこの吸殻を含む）、取灰または火の粉を始末すること。

林野火災注意報発令指標

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下
 - ②前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表
- ※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないことも可能である。

林野火災警報発令指標

林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発令されている場合注意報の発令の方法は、毎朝5時頃の気象概況をもとに、定時または臨時に防災行政無線で放送いたします。毎朝5時の気象概況等、該当しなくなった場合に解除とし、放送はありません。



お問い合わせ 総務課 ☎82-0480

教育委員会

◆土佐町奨学金のご案内◆

高等学校等の学校に在学及び進学される方（通信制を除く）で次の要件を満たす方は『土佐町奨学金』をご利用いただけます。

【ご利用いただける方】

- 土佐町に3年以上在住する方または3年以上在住する方と生計を一にする扶養親族であること
- 経済的理由により学費の支出が困難と認められること
- 奨学金の返還が可能であると認められること

【学校区分】

- 高校、高専、短大、大学、大学院、専修学校、各種学校 ※いずれも通信制を除きます

【奨学金貸与金額（月額）】

- 高校、高専（1年～3年）、専修学校・各種学校（中学校卒業後）…17,000円
- 高専（4年～）、短大、大学、大学院、専修学校・各種学校（高校卒業後）…（県内）24,000円（県外）26,000円

【申請受付】

- 令和8年4月1日（水）から同年4月10日（金）まで
- 申請書類は土佐町教育委員会にあります。

【貸与決定方法】

- 申請書提出後、奨学委員会により決定します。（4月）

【返済内容】

- 卒業月の6カ月後から10年以内に年払い、半年払い、月払いのいずれかによる返済になります。
- 土佐町中学校及び嶺北高等学校を卒業の方は、申請により返還免除が認められる場合があります。要件等の詳細についてはお問い合わせください。

【返済免除】

- 大学等の奨学金で、土佐町立土佐町中学校、高知県立嶺北高等学校に修学期間在学し卒業した者のうち、町内または高知県立嶺北高等学校に関連する行事等において、在学年次ごと年間40時間以上の地域貢献活動に従事した場合は、返還免除が認められる場合があります。

お問い合わせ 教育委員会 事務局 ☎82-0483



嶺北高校

男子バレー部 公式戦デビュー

昨年度から嶺北高校で男子バレー部が活動を開始し、地道に練習を重ね、11月1日(土)、県高校バレーボール秋季大会において、公式戦に初めて出場しました。デビュー戦にもかかわらず、選手たちは笑顔あふれるハッスルプレーで最後まで戦い抜きました。次は公式戦初勝利を目指してこれからも頑張ります。



嶺北探究 「苔アート」・「こどもプロジェクトもちつき大会」

地域を学びのフィールドとして探究活動に取り組む「嶺北探究」において、2年生の2グループが「苔アート」・「もちつき大会」を行いました。両方とも地域の方々にご協力いただき実現することができました。これらの探究の成果については、1月22日(木)に開催したファイナルレポートにおいて、各学年の代表チームが発表しました。



2学期ホームマッチ

12月23日(火)、2学期ホームマッチが体育館で開催されました。午前は男女別のバスケットボール、午後は男女混合バレーボールが行われ、寒さの厳しい中、高校生らしい熱戦が繰り広げられ、ホームの団結や学年間での交流を深めました。



学校から版

土佐町小・中学校

よんでん文化振興財団アーティスト派遣事業 瀬戸フィルハーモニー交響楽団ピアノアンサンブル演奏会

11月12日(水)に瀬戸フィルハーモニー交響楽団から、ピアノ、チェロ、バイオリン奏者の3人が来校し、演奏会が行われました。クラシック曲「アイネクライネナハトムジーク」から演奏が始まり、ディズニーやジブリアニメ作品の曲なども演奏してくれました。バイオリンやチェロといった弦楽器の音の出し方や音色の違いなども実演を交えて詳しく説明していただき、最後には、中学校の吹奏楽部の皆さんと一緒にMr.チルドレンの「花火」を演奏しました。あっという間の1時間で、楽しく豊かな時間を過ごせました。



修学旅行～中学2年生～

11月5日(水)から2泊3日の日程で、中学校2年生が関西方面に修学旅行に行ってきました。

今回の修学旅行では、北淡震災記念公園での震災学習、兵庫ダイハツ販売本社での企業見学や大仙院での座禅といった体験学習。そして、京都嵐山散策や金閣寺、東映太秦映画村、ユニバーサルスタジオ・ジャパンと盛りだくさんの内容でした。これら県外での貴重な体験が、自分の視野を広げ、将来の職業や未来の土佐町を考えるきっかけになるだろうと期待しています。



修学旅行～小学6年生～

11月19日(水)から21日(金)までの3日間、土佐町小学校6年生が修学旅行に行きました。1日目は広島市の「平和記念公園」や「平和記念資料館」を訪れ、戦争の悲惨さに触れ、平和の大切さを改めて感じました。2日目は、厳島神社やみやじマリノ宮島水族館を訪れ、朝の澄んだ空気の下、朱が美しい世界遺産の姿を目に焼き付けてきました。3日目は、丸亀城の石垣を見学した後に、ニューレオマワールドで目いっぱい楽しみ、思い出をたくさん作りました。

いろいろなものを「見て」「感じて」「楽しんで」きた3日間となりました。



マラソン大会

11月29日(土)は、土佐町小中学校マラソン大会でした。風もなく、紅葉の葉が映える青空の下、体育の授業や朝の体力アップの時間に取り組んできた練習の成果を発揮して、児童生徒が、精いっぱい走りました。今年も、学校や沿道でたくさんの保護者の皆様や地域の方々声が援を送ってくださり、最後まで走りきる力となりました。また、走路の安全については、今年度も学校応援団の方々が練習の時から交通指導を行い、見守っていただきました。環境整備や応援していただいた保護者・地域・関係者の方々、ありがとうございました。



第10回（令和7年度）高知県酒米品評会

「吟の夢部門」

①最優秀賞（高知県知事賞）

②優秀賞（高知県酒造組合理事長賞）

にしむら ひさし
西村 尚 さん

ちかみ ひさお
千頭 久男 さん

高知県の酒米生産技術と品質の向上を期待し、水田農業及び酒造業の振興発展に寄与することを目的として開催されている「高知県酒米品評会」の令和7年度「吟の夢」部門において、最優秀賞（高知県知事賞）を「土佐町平石の西村尚さん」、優秀賞（高知県酒造組合理事長賞）を「土佐町溜井の千頭久男さん」が受賞されました。土佐町の2名の方が県内で1位2位という大変名誉な結果であります。

令和8年1月28日に高知市内で行われた表彰式では、西村尚さんが代表謝辞として「酒米作りを始めてまだ4年目であり勉強中のところ、このような賞をいただけたので、今後はさらに良い酒米を作っていきたい」とコメントされていました。



最優秀賞（高知県知事賞）西村尚さん



優秀賞（高知県酒造組合理事長賞）千頭久男さん



あなたの夢をかなえます補助金 報告

土佐町が合併70周年を迎えたことを記念して、あなたの夢をかなえます補助金を創設し、今年度限定でかなえたい夢を募集しました。7歳から84歳まで38件の応募がありました。ご応募いただいた皆さんありがとうございました。選考委員による選考の結果、2人の方が夢をかなえられました。夢をかなえた報告が届きましたのでご紹介します。

●伊藤 愛菜さん 夢のタイトル『中3みんなで石原の学校で合宿』

私は9月5日と6日にいしはらの里で土佐町中学校3年生みんなで夢の思い出づくり合宿を行いました。合宿では、いろいろなことをしました。

まずバーンクーヘンづくりをしました。バーンクーヘンは以前みんなで作ったことがあるせいか、みんな以前よりうまく作れていました。次に、上村青果さんで買ったスイカでスイカ割りをしました。スイカはとても甘くておいしかったです。夜ご飯は、私が提案したとおり、土佐あかうしをふんだんに使ってBBQをしました。お腹いっぱい土佐あかうしを食べれてよかったです。ご飯を食べ終わったあとは各自、自由時間を過ごしました。普段はまるまる1日友達と過ごすことがないので、より楽しかったです。

夜8時からみんなで校庭に出て花火を見ました。私はこの合宿で花火をいちばん楽しみにしていました。今まで見た花火の中でみんなと見た花火はいちばん綺麗でした。クラスのみんただけではなく石原地区の皆さんにも楽しんでいただけたと思います。花火を見てからはお菓子を食べながら話したり、みんなで動画を撮ったり、中にはゲームをしている人もいました。11時ごろからは肝試しをしました。脅かす側と脅かされる側に分けて肝試しをしたけどみんな本気で怖がるくらい脅かすのが上手でした。肝試しをしたあとはみんなで話しながら朝を迎えました。

朝は、眠い目をこすりながらホットケーキを焼きました。みんなで作った朝ごはんはとてもおいしかったです。朝ごはんを食べ終わったあとは、学校の中を掃除する組と花火の残骸を片付ける組に分かれて掃除しました。

この2日間本当にいろんな方の協力で【夢の中3合宿】を全力で楽しむことができました。[いしはらの里]のスタッフの皆さん、[さとのみせ]の皆さん、[柿本産業]の皆さん、[土佐あかうし家]の皆さん、[上村青果]の皆さん、花火を打ち上げ場所を貸してくれた地主さん、見守ってくれた保護者の皆さん、役場の皆さん本当にお世話になりました。そしてありがとうございました。いろいろ準備など大変でしたがクラスのみんが楽しんでくれて本当に良かったし、自分自身もすごく楽しめました。この合宿は私にとって一番の思い出です。



土佐あかうしのバーベキュー



バーンクーヘン作り



解散前に集合写真（ほぼ全員徹夜あけ）

●仙田 空太郎さん 夢のタイトル『未来を切り開く、3週間のカナダ短期留学』

このたび、「あなたの夢をかなえます補助金」の支援を受け、2025年9月6日から29日までの約3週間、カナダ・バンクーバーにて短期留学を実施いたしました。高校時代に新型コロナウイルスの影響で留学が中止となった経験があり、今回の渡航はそのリベンジであると同時に、これからの進路を切り拓く第一歩とすることを目的として参加いたしました。

留学先の語学学校では、ネイティブスピーカーの講師陣と、世界各国から集まったクラスメイトとともに実用的な英語を学びました。授業では、日常会話やディスカッション、語彙トレーニングを中心に、実際に「使う」ことを重視したプログラムが展開されました。初めての本格的な英会話環境に身を置いたことで、特に会話力や語彙力の向上を実感し、英語という言語の魅力を改めて深く感じるようになりました。英語を通じて国境を越えてコミュニケーションが取れる喜びは大きく、自身の視野が大きく広がったと感じています。



語学学校の卒業セレモニーにて

また、現地での生活を通して、バンクーバーの方々のエネルギーで温かな人柄に触れたことも大きな財産となりました。街中でのちょっとした会話や、アクティビティでの交流を通し、人と積極的に関わる姿勢の大切さを学びました。異文化の中に身を置く経験は、自分自身の価値観や考え方を見つめ直す機会となりました。

帰国後は、留学を目指す土佐町の子どもたちに向けてオンライン相談を行い、数名の方々に具体的な質問や進路の悩みについてお話しています。今後も自身の経験をもとに町の若い世代が海外に興味を持ち、挑戦するきっかけづくりに貢献していきたいと考えています。

今回の留学は、多くのご支援によって実現したものであり、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。今回得た学びと経験を、今後の進路選択や地域への貢献に生かしてまいります。



クラスメイトとグrouse山にて



第52回土佐町駅伝大会
 (開催日: 2026年1月11日(日)、
 エントリー総数39チーム)

今年は雪が降る寒い中での開催となりましたが、エントリー総数39チームの大会となりました。ボランティアの皆様も多数参加していただき、名物の「巨大鉄板焼きそば」や「しし汁」などのおもてなしも行いました。土佐町の一大スポーツイベントとして活気あふれる素晴らしい大会となりました。

<p>【小学生女子の部】 優勝 53分3秒 a-teamキッズ女子</p>	<p>【小学生男子の部】 優勝 42分28秒 嶺北ジュニアA 準優勝 47分1秒 a-teamキッズクラブ男子 第3位 47分12秒 アスリート嶺北</p>
<p>【中学生女子の部】 優勝 47分14秒 土佐町中駅伝部女子 準優勝 50分6秒 走れ！シンデレラ</p>	<p>【中学生男子の部】 優勝 0時間58分49秒 土佐町中駅伝部男子A 準優勝 1時間4分45秒 土佐町中駅伝部男子B</p>
<p>【一般女子の部】 優勝 48分44秒 川田ストアオールスターズレディース 準優勝 58分44秒 土佐町役場青年部レディース 第3位 59分46秒 嶺北マザー</p>	<p>【一般男子の部】 優勝 1時間1分13秒 土佐町中学校剣道部山下組 準優勝 1時間1分35秒 土佐町消防団中央分団 第3位 1時間2分45秒 嶺北学院大学</p>
<p>【壮年の部】 優勝 35分9秒 相川初老組合 準優勝 45分46秒 相川老眼組合 第3位 48分59秒 早明浦の拳A</p>	<p>【ピットタイム賞】 第1位 ㊦差 0分3秒 いつきーズ 第2位 ㊦差 0分14秒 土佐町少年剣道B 第3位 ㊦差 0分18秒 Teacher's</p>
<p>【敢闘賞】 カヤック5 (一般男子)</p>	<p>【ハビネス賞】 田井分団 (一般男子)</p>



これまで × これから 第24話
 パートナーシップ制度って何？

パートナーシップ制度とは、現在日本において法的に同性婚が認められていない現状で、地方自治体が同性カップルを婚姻に相当する関係と認め、証明書を発行する制度です。パートナーシップとして認められるためには、パートナーとの宣誓書の提出が必要となります。これにより認められた場合、土佐町では町営住宅への入居が可能となります。

全国では、532の自治体でパートナーシップ制度が導入されており、人口の90%以上がカバーされています。(2025年5月末現在)。

ただし、法的には性的マイノリティのカップルに対する権利やサービスについて、例えば相続権など、法的に認められた同性婚と同じような保障を受けられる状況にはないため、地方自治体だけでは解決できない課題が多くあることもいわれています。

性の多様性を認め合い、性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、本町でも2025年3月に整備されました。



土佐町のSDGsの取り組みを
 毎号ご紹介していきます！

健康づくり婦人会より ~複十字シール募金のお礼~

令和7年度は町内の28地区にご協力いただき、139,586円の募金が集まりました。複十字シール募金にご協力いただきました地区の皆様には、心よりお礼申し上げます。

集められた募金は高知県総合保健協会の胸部レントゲン車の購入費等にあてられ、土佐町の肺がん検診にも活用されています。今年度の肺がん検診は、580名の方が受診しました。

男女共同参画講演会『ワークライフバランス』

教育委員会では、現代社会における多様性や価値観を尊重し、認め合い、共生する社会の実現を目指すために必要な知識を身に付けることを目的とし、講演会を開催しています。今年度は1月17日(土)、土佐町保健福祉センターあじさいホールで、若者サポートステーションにおいて若年者の就労支援をされている合同会社オフィスC キャリア代表平野智佐さんを講師にお迎えし、近年、需要が高まってきている育児やプライベートの時間を確保したうえでの多種多様な働き方について『ワークライフバランス』～仕事も私生活も充実できる多様な働き方を提案～と題し、講演会を開催しました。

講師の体験談や近年の働き方の動向も踏まえて講義していただき、自分にあった働き方の選択肢について学習しました。また、自分の関心のある職業分野について参加者同士の意見交換を行う機会もあり、有意義な講演会となりました。



あなたの20年にエールを

1月3日(土)、あじさいホールで「はたちのつどい」が行われました。この日、地域おこし協力隊として活動する内藤雅之さんが手がける、クラフトジンジャーエール専門店『エール』によるウェルカムドリンクの提供と、贈り物が用意されました。

この取り組みは、はたちの節目は、ご本人はもちろん、その歩みをそばで見守ってきた人たちにとっても、大切な節目なのではないかという思いから生まれたものです、飲み物を通じて「よくここまで歩いてきたね」「ありがとう」という気持ちが、行き交うきっかけになればという願いが込められています。使用したショウガやユズは町内産であり、地域の魅力をあらためて知ってもらう機会にもなりました。

「二十歳袋」と名付けられた袋には、クラフトジンジャーエールとメッセージカードが入っている。



お詫びと訂正

12月号(Vol.519) 26ページ上部「第51回嶺北畜産能力共進会」の記事の中で、育成の部「優良賞 株式会社れいほく未来 第70ひでみ」とありますが、正しくは「優良賞 川井規共 第70ひでみ」です。ここに訂正し、お詫びいたします。





ちかちゃんの 営農指導員だよ



農畜林振興課
営農指導員 千頭健司

これからの畑の管理について

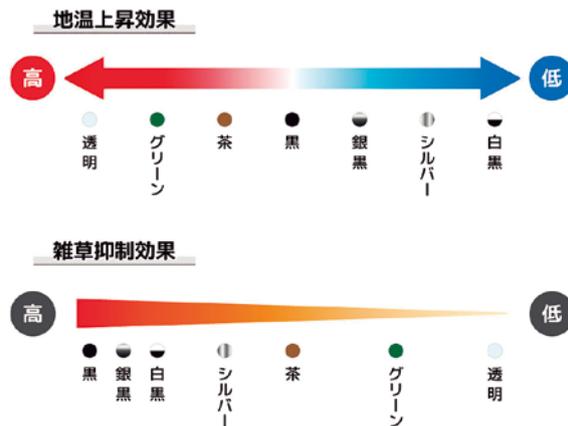
① いろいろな野菜の発芽適温と発芽までの日数について

圃に直接播種する野菜について

ダイコンやニンジン、コカブ、コマツナ、ホウレン草は温度が低い状況で発芽します。ネギ類、レタス、キャベツなどは、最低夜温が10℃以上を保てる場所で苗づくり(育苗)を行い、ある程度の大きさに育ったら植え付けます。

② マルチの種類と選び方

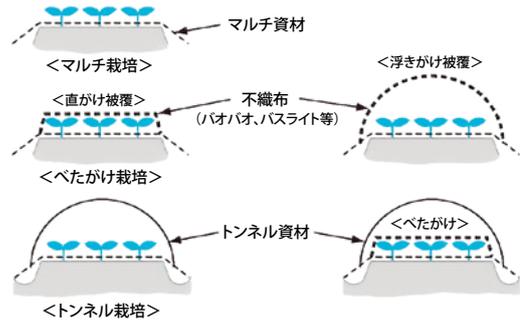
- ・黒マルチ：地温上昇を抑え、雑草抑制効果が高い。春以降や草を抑えたいとき使う。
- ・透明マルチ：地温上昇率が高く、低温期の生育促進に有効。雑草抑制力は低い。
- ・シルバーマルチ：光を反射し、アブラムシなどを寄せにくく、地温上昇も抑制する。
- ・白黒マルチ：黒い面で保温、白い面で地温上昇を抑える。
- ・緑マルチ：透明と黒の中間、地温を適度に上げ、雑草も抑制し根焼けを防ぐ。
- ・紙マルチ：生分解性マルチ：使用後に土にすぎ込むと分解されるため、剥がし作業や廃棄の手間が省ける。



③ 被覆資材と使い分けについて

- べた掛け(じかがけ)：支柱を使わず、畝の上に不織布などをふんわりとかぶせ、端を土やピン、マルチ押さえなどで固定します。(効果) 発芽促進、保温、保湿、鳥・害虫からの保護、霜よけ (ポイント) 作物の生長に合わせて余裕を持たせませす。冬は透明性が高いもの、夏は遮光性の高いものを選びます。
- トンネル栽培(うきがけ)：畝にそって弧状に支柱を立て、その上から資材(不織布、防虫ネット、フィルムなど)を被せ、端を土で埋めたり固定したりします。(効果) 保温・防虫・防風効果が上がる。

- (ポイント) ・支柱の間隔は50~60cmが目安です。
- ・日中の温度が上がりすぎたら、裾をめくるか、穴を開けて換気します。



○家庭菜園で使いやすい穴あきマルチについて

規格	孔の列	孔の間隔(cm) (条間×株間)	利用対象野菜
9130	1	45×30	ジャガイモ、サトイモ
9227	2	45×27	スイートコーン、レタス類
9230	2	45×30	
9235	2	45×35	キャベツ、ダイコン、つるなしインゲン
9215	2	45×15	エダマメ
9515	5	15×15	ニンジン、ホウレンソウ、コマツナ、タマネギ
9315	3	22.5×15	※多種類の野菜

◎農産物の連作障害について

毎年続けて同じ場所に作物を栽培することを連作と言います。連作をすると、その野菜を侵す土の病気や有害虫が増えたりして、野菜の育ちが悪くなります。これを連作障害と言います。

・連作障害を防ぐには・・・

野菜をつくる場所を、毎年、順番に移動(輪作)させたり、休耕します。

夏場の気温が高い時期に、ポリマルチを土壌表面に貼り、太陽熱により土壌温度を上昇させて物理的に病原体や害虫を駆除する太陽熱消毒法があります。別紙表3を参考に、次年度に向けた栽培計画を立てましょう。

(表3)

次に野菜を栽培できるまでの目安	野菜名
連作に強い [※]	カボチャ、タマネギ、ニンジン、ネギ など
1年休む	カブ、コマツナ、ダイコン、キャベツ など
2年休む	キュウリ、ジャガイモ、ハクサイ など
4~5年以上休む	サトイモ、トマト、ナス、ピーマン など

※連作には比較的強いが可能な連作を避ける方が良い